

新橋下自治会
町の防災組織運営マニュアル

新橋下自治会 防災部

令和3年5月

改訂履歴

令和2年8月初版

令和3年5月改訂

◇目次

1	はじめに	3
2	新橋下自治会防災組織	3
3	新橋下自治会の主な防災活動	3
	(1) 平常時の活動	
	(2) 災害対応時の活動	
4	新橋下自治会の災害時の避難場所等	4
5	災害時の対応手順	4
	(1) 災害時の安否確認要領	
	(2) 救助・消火活動	
	(3) 在宅避難困難者の支援	
	(4) 在宅避難者支援	
	(5) 地域防災拠点との連絡（情報提供等）	
	(6) 防犯パトロール	
	(7) 炊き出し活動	
6	防災訓練	6
7	各家庭での備え（自助）の啓発・支援	6
8	防災資機材の備蓄等	7
参考	応急危険度判定	7

- ・ 図 1：新橋下自治会 防災組織編成表
- ・ 図 2：新橋下自治会 防災 MAP
(一時避難場所・防災倉庫・防火水槽・消火栓・消化箱・消火器・AED)
- ・ 表 1：新橋下自治会 防災組織役割分担
- ・ 表 2：新橋下自治会 災害時要援護者・支援者リスト (要調整)
- ・ 表 3：安否確認分担表
- ・ 表 4：防災資器材・備蓄品リスト (要調整)

1 はじめに

大地震が発生すると家屋損壊、火災による生命身体に関わる危機や、ライフライン機能の停止などにより日常生活に影響を与える様々な事態が発生することが予測されます。大地震のみならず近年頻発する他の自然災害、例えば激しい台風等による風水害などに困っても同様の事態が発生することが予測されます。

また、公的機関の救助や支援は、被害が大きければ大きいほど被災者全員に行きわたるまでに時間がかかることが考えられます。

地域の被害軽減に向け、自助・互助・共助の観点から想定される被害等に対して対策を積極的に取り組んでいく必要があります。

【震度6弱以上の地震（元禄型関東地震）が発生した場合に考えられる被害等】

- ・家屋損壊等による閉じ込め、家具転倒による負傷
- ・火災による生命身体に関わる危機
- ・断水、停電、ガス供給停止による日常生活への影響
- ・食料、生活必需品の調達困難による健康被害等の発生

2 新橋下自治会防災組織

新橋下自治会には「防災部」がありますが、町の防災は「防災部」の役についている人だけではなく、新橋下自治会の住人全てが関わるものです。

大規模な地震等が発生した場合は隣近所の助け合いが必要不可欠になります。震災時やその他の災害発生時の安否確認や避難者支援等の活動を新橋下自治会の全ての住民で行っていきけるよう、日頃から近所付き合いを大切にし、多くの住民が防災訓練等に積極的に参加してもらえるように取り組んでいくことが重要となります。

下記参照ください

- ・図1：新橋下自治会 防災組織編成表
- ・表1：新橋下自治会 防災組織役割分担

3 新橋下自治会の主な防災活動

(1) 平常時の活動（防災部が主となって企画）

- ① 地域内の名簿の作成・更新・管理
- ② 班（組・グループ）ごとの関係構築
- ③ 要援護者の把握及び支援体制の構築
- ④ 防災対策の推進（広報啓発等）
- ⑤ 防災訓練の計画・実施
- ⑥ 炊き出し訓練の計画・実施

(2) 災害対応時の活動（全住民で協力しながら対応）

- ① 安否確認：組長は各世帯の安否確認を行い、**班長に報告**。班長は**班全体の安否**を把握し、いっとき避難場所（後述）にいる防災部長に連絡。
- ② 初期消火・救助・救護活動：火災発生時の初期消火、倒壊建物からの救出等
- ③ 在宅避難困難者の支援

- ④ 在宅避難者支援
- ⑤ 地域防災拠点との連絡（情報提供等）
- ⑥ 防犯パトロール
- ⑦ 炊き出し活動

4 新橋下自治会の災害時の避難場所等（図2：新橋下自治会 防災MAP）

『いつとき避難場所』・・・阿久和川の緑園都市側は宮古公園・新橋地域ケアプラザ、
弥生台側は連自治会館

（但し洪水等で行政等より指示ある場合はそれに従う）

震度5強以上の地震等があった場合に、避難し安否の確認や余震等の様子を見る場所です。非難する際玄関に安否確認カードを掲出する。また、防災気象情報の警戒レベル3相当情報以上が出た場合は行政等の指示に従う。

『地域防災拠点』・・・新橋小学校

地域の避難所、物資・情報の集約等の拠点です（震度5強以上の地震が発災後、3時間で開設予定）。自宅が倒壊または倒壊の恐れがある場合に、非常持ち出し品を持って避難生活等を行う場所です。

『広域避難場所』・・・泉区中田町2821番地付近耕地一帯

自宅の周囲に大規模な火災が発生した場合に炎、煙、輻射熱から一時的に避難する場所です。

5 災害時の対応手順

(1) 災害時の安否確認

地域住民の安否を地域ぐるみで確認します。

事前準備

- ① 地域の名簿作成（自治会の名簿と同じとする。毎年更新）
 - ・組長は組の全世帯の名簿を作成し、班長に提出します。
 - ・班長は管轄の全組の名簿を自治会長経由防災部長に提出します。
 - ・自治会長及び防災部長は全世帯の名簿を保管します。
- ② 要援護者名簿の作成（表2：新橋下自治会 災害時要援護者・支援者リスト）
 - ・要援護者を把握し、『災害時要援護者名簿』を作成します。
 - ・要援護者が所属する組を要援護者支援組織とし、組員全員で支援することを原則とします。但し要援護者と支援者の組み合わせが事前にできている場合はそれに依るものとします。（要援護者1人に対し支援者2人以上が望ましい）
 - ・震度5強以上の地震や警戒レベル3以上の避難情報等があった場合は、訪問し声掛けを行う等のルールを支援者と要援護者とで共有をします。
 - ・作成した名簿は自治会長及び防災部長が保管します。

※3年ごとに名簿を更新し、要援護者と支援者の組み合わせを必要に応じて再編成します。

発災時（訓練時）

② 安否確認（表3：安否確認分担表）

- ・ 各戸は、震度5強以上の地震があった場合は安否確認カードを玄関（門扉、ベランダ）に掲出し、いっとき避難場所に避難します。
※自宅が安全な状態で避難する必要がないと自身で判断できた場合は、安否確認カードを玄関（門扉、ベランダ）に掲出し、自宅で様子をみます。
- ・ 組長は、担当地区の安否確認カードの掲出状況の確認を行います。
- ・ 安否確認カードの掲出が無い世帯があれば訪問し、安否の確認を行い、無事なことが確認できたら安否確認カードを掲出してもらい、安否の確認が取れなかった世帯を記録します。
- ・ 組長は以上の安否確認結果を班長に報告します。班長は班全体の安否確認結果を防災部長に報告します。
- ・ いっとき避難場所（宮古公園・連合自治会館）で未確認世帯の情報を集約します。
- ・ 災害時要援護者等で事前に声掛けを行うことを決めている（震度5強以上の地震があった場合は声を掛ける等）場合は訪問し、声掛けを行います。
- ・ 安否の確認が取れなかった世帯については時間をおいて再確認を行います。
※ 『災害時要援護者名簿』等で、自身で避難することが困難なお宅を事前に把握している場合は、安否確認カードの掲出がなく、且つ、呼びかけにも応答がないような状況であれば警察等に相談します。

(2) 初期消火・救出・救護活動

大地震等の激甚災害が発生した場合、公的機関（消防・警察）の救助隊だけでは十分な対応は難しく、地域内での助け合いが重要となります。

家が倒壊し、中に住民が取り残されている場合は弥生台東公園の防災倉庫内にある資機材等を活用して救助活動を行います。

救助活動に必要な資機材は防災倉庫及び新橋小学校の防災備蓄庫にあります。

また、地域内及び隣接地区から火災が発生した場合は初期消火箱やスタンドパイプ式初期消火器具等を活用し、初期消火・延焼防止活動を行います。

初期消火器具の設置場所及び消火栓の位置は図2. 新橋下自治会防災MAP参照

(3) 在宅避難困難者の支援

自宅が居住困難（焼失・倒壊等または応急危険度判定にて危険と判定された建物）となった住人は防災拠点に避難し、そこで避難生活を送ることになります。防災拠点は発災後3時間で開設される予定ですが、開設・運営に携わる人も被災者で初めての経験です。従い種々不都合が起こることが予想されます。例えば開設に時間がかかり、予定の3時間を過ぎても避難者を受け入れることができないといったことです。また最近のコロナ禍により3密を避けることが求められ、分散避難が必要になるものと思われます。町の防災組織にても避難所を設けることが必要になると思われます。

新橋下自治会では在宅避難困難者が防災拠点に入所するまで、避難者支援班が支援をいたします。支援の内容は下記などです。

- ・避難誘導・仮の宿泊施設（新橋コミュニティハウス・アパートの空室利用）・食事（水・レトルト食品・インスタント麺等）の提供

注、応急危険度判定については巻末に資料を添付しています。

（４）在宅避難者支援

避難する必要がなく、家に住むことができる世帯についてライフラインや物流が復旧するまでの間、新橋下自治会では被災者支援班が支援を行います。

- ① 地域防災拠点等からの情報（物資、ライフライン等の状況）を掲示します。
- ② 災害時要援護者名簿に記載されているお宅への**支援組織（又は支援者）**による巡回を行います。

事前に決めた要援護者と**支援組織（または支援者）**の組み合わせに基づいて一日1回程度の声掛けを実施します。

③ その他必要事項についての支援

各世帯において支援が必要なことが発生した場合の連絡方法は口頭（直接または電話）又は**HELPカード（作成し配布予定）**に記載して連絡する事とします。防災部は可能な範囲で支援を行います。

（５）地域防災拠点との連絡（情報提供等）

（６）防犯パトロール

避難された方の家の空き巣被害などを防止する為パトロールを行う。

（７）炊き出し活動

地域内での助け合いの最たる活動がこの炊き出しです。

注、基本的に炊き出しは在宅避難困難者向けに行われる防災拠点（避難所）での活動です。但し新型コロナウイルス等の影響で、分散避難しなければならなくなった場合や、発災後しばらくたち物資が十分に入手できるようになった場合は、町の防災組織にても炊き出しを行う。

6 防災訓練

新橋下自治会が実施・参加する防災訓練は少なくとも年2回を予定しています。

- ① 安否確認訓練・消火訓練・防災講座等 例年9月頃実施（新橋下として）
- ② 安否確認訓練・地域防災拠点訓練 例年3月頃実施（新橋連合として）

尚、啓蒙活動は随時実施します。

7 各家庭での備え（自助）の啓発・支援

大規模地震が発生し、自宅が倒壊した等の理由で住む家を失った方が避難生活を送るための備蓄が地域防災拠点に備えられていますが、地域全員が避難できるスペースと物資がある訳ではありません。また、過去の災害においても体育館等のプライバシーのない空間での集団生活によるストレスや環境悪化により体調を崩してしまう等の健康被害が多く発生しています。

よって、各世帯において自宅に住み続けることができる対策を充足させていくことが

最も重要となってきます。また 3 日間のライフライン停止に備えた水・食料・トイレパック等の備蓄は**自助の範囲**と認識願います。原則として新橋下自治会でこれらを一括準備し備蓄することはありません。

従い町の防災組織では、各世帯に対し家庭内備蓄や家具転倒防止等の啓発を行い、各世帯単位の地震対策を万全にしていくことで、地域全体の防災力を強化します。

8 防災資機材の備蓄等

新橋下自治会の備蓄は弥生台東公園の防災倉庫に表 4：防災資器材・備蓄品リストの資機材等を備蓄しています。倉庫の鍵は下記の役員が保管しています。

鍵の保管者：勇元副会長、宇津井総務部長、**小久保避難者支援班班長**、朝田防災部長

参考

応急危険度判定は、人命にかかわる二次的災害を防止するため、地震によって被災した建築物を対象に、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、その建築物が使用できるか否かの判定と表示を応急的に行うものです。

応急危険度判定士は、応急危険度判定を行うことのできる資格を持った人で、建築士法に規定する建築士で、判定士養成を目的とした講習会を修了したものに対し、都道府県が認定・登録します。現在、日本全国に 10 万人程度います。

応急危険度判定は、被災市町村長または都道府県知事の要請によって実施され、応急危険度判定士が、ボランティアとして行います。判定士が 2 人 1 組となって、建築物の外観を目視して判定します。判定士は、判定活動に従事するときは、身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用しています。

判定結果は、「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の 3 種類の判定ステッカー（色紙）のいずれかを、見やすい場所に表示します。「危険」の場合は立入禁止となります。判定についての責任は判定実施主体の地方自治体にあります。

熊本地震では、全国から応急危険度判定士が被災地に入りました。ですが、判定士の人数に限りがあるため、判定には時間がかかりました。家屋の安全が確認できないと、家に戻れませんので、いかに早く調査をできるかがポイントになります。

なお、宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定という制度もあります。これは、都道府県知事等が行う被災宅地危険度判定講習会を受け、「被災宅地危険度判定士」として登録された判定士でないと実施できません。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/fukuwanobuo/20170422->